

# 市消費生活センターへ 来てみませんか



初めまして、私の名前は「くらしあんしん博士」じゃ。きょうは皆さんに取って置きの情報をお教えしよう。  
皆さんは「市消費生活センター」を知っているかな？

ムム、知らんとな！これはいかん！  
市消費生活センターってところは、消費生活に関する情報が詰まっておるし、商品やサービスについての相談だって気軽に受け付けてくれる所なんじゃ。

（ここを活用しなきゃ損！賢い消費者を目指すなら、市消費生活センターをのぞいてみるこ  
とじゃ。）

## 暮らしの バックアップは おまかせ



(展示室)

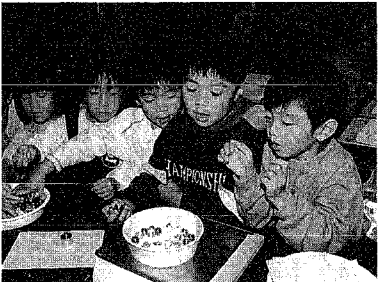
パネル展示のほか、参考図書、ビデオなどが自由に閲覧できます。また、「ニューネット」というパソコン通信ネットワークシステムで、国民生活センターからリアルタイムの情報を得ることができます。

(市消費生活展)  
消費者団体、企業団体、行政が一体となって、暮らしに役立つさまざまな情報を紹介。昨年は約三千人が来場し、参考になったという声が多数寄せられました。



(相談コーナー)

商品やサービスなどに関する相談・苦情に、専任の相談員がお答えします。

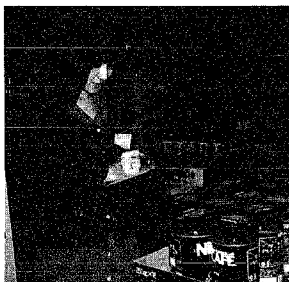


(計量についての啓発)  
計量器の定期検査の実施、計量に関する指導や啓発事業を行っています。

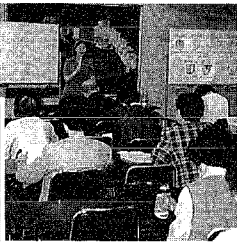
### 市消費生活センターのしごと



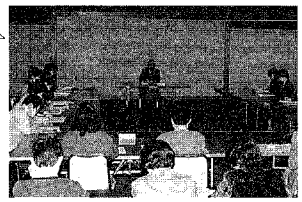
(くらしのレポーター)  
消費生活に関する意見・要望などを寄せてもらいます。毎月スーパーなどで価格調査を行うほか、研修会や施設見学を通じて消費生活に関する学習を行います。



(商品テスト教室)  
生活に関するテーマを選び、専門の講師による講座や実習を行う「くらしの1日教室」や、食品の鮮度や添加物の有無などのテストを行う「商品テスト教室」などさまざまな講座を実施しています。



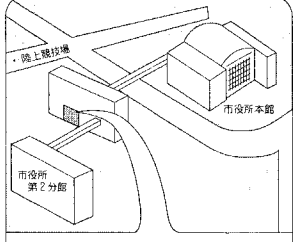
(くらしの一日教室)



(消費者団体の活動支援)  
消費者団体の活動をより活発に推進するため、定例会の開催、懇談会の実施など、消費者団体の支援や育成に努めています。



市消費生活センターは  
ここ!!



市役所第1分館1階  
(☎228-8100)



知ってますか?

### 訪問販売法が改正に

「訪問販売等に関する法律」の一部が改正され、平成八年十一月二十一日から施行されました。  
この改正により、資格取得講座や教材などを電話で強引に契約させる「電話勧誘販売」が新たに規制の対象となりました。  
また、ねずみ講のような方法で商品の販売を行う「連鎖販売取り引き(マルチ商法)」の規制が強化されました。

### 電話勧誘販売の規制

- 販売業者は：
- ① 氏名や販売目的などをはっきり告げる
  - ② 契約意思のない人に対して、しつこい勧誘をしてはならない
  - ③ 契約内容を記した書面を交付する
  - ④ うそを言ったり、脅かして困らせるなどの行為をしてはならない

### 連鎖販売取り引き (マルチ商法)の規制

- 消費者は：
- ① 販売の際にうそを言ったたり、脅かしたりした場合、今までは販売組織の代表者に限られていた処罰の対象が、実際に勧誘を行う末端の人にも拡大
  - ② クリーニング・オフ期間が、十四日間から二十日間に延長